

井草森公園防災拠点及び
(仮称) 井草アーバンスポーツ施設の
整備に係る基本方針

令和8（2026）年3月

目次

第一章. 基本方針の位置付け	1
第二章. 旧杉並中継所跡地の概要	1
1. 旧杉並中継所について	1
2. 土地・既存建物の状況	2
3. 周辺の状況	2
4. 跡地活用の検討を踏まえた今後の取組について	3
第三章. 施設整備のコンセプト	6
第四章. 整備内容	7
1. 井草森公園防災拠点に係る整備内容	7
2. (仮称) 井草アーバンスポーツ施設に係る整備内容	7
3. 平時の運営にあたって留意する点・懸念事項への対策	9
第五章. 今後の主なスケジュール (予定)	10

第一章. 基本方針の位置付け

井草森公園防災拠点及び（仮称）井草アーバンスポーツ施設については、実行計画及び区立施設マネジメント計画の令和7年度（2025年度）一部修正において、旧杉並中継所の跡地活用として、防災機能の本格整備に係る改修と平時にアーバンスポーツができる運動施設としての改修を実施していくことが決定している。

今後は計画に基づき、区民利用等に必要な機能を整備するとともに、竣工から30年を迎え老朽化した設備等を可能な限り再利用し改修するなど、施設の開設に向けて施設整備に取り組んでいく。

本方針は、施設整備のコンセプトについて示すとともに、本施設の改修設計及び改修工事を実施するための基本的な施設整備の方針を定めるものである。

第二章. 旧杉並中継所跡地の概要

1. 旧杉並中継所について

旧杉並中継所は、小型プレス車で収集した不燃ごみを効率的に最終処分場に運搬するため、大型車両への積み替えを行う施設（中継所）として平成8年（1996年）に都が整備した施設である。

平成12年度（2000年度）に都から清掃事業の移管があった際、施設についても移管を受けたが、その後、不燃ごみが大幅に減少したことなどから、平成21年（2009年）3月末で廃止となった。

廃止後は、一部のスペースを倉庫等として暫定的に利用してきたため、電気、空調、給排水設備に関して大規模な改修は行われていない。なお、一部の諸室については、防災機能の暫定整備に係る改修のため、既存機械の撤去等が行われている。

2. 土地・既存建物の状況

名称	旧杉並中継所
所在地	杉並区井草4丁目15番18号
交通	西武新宿線 井荻駅 徒歩10分
敷地面積	8,919.46 m ²
建物の概要	RC（鉄筋コンクリート）造 延床面積：6,311.73 m ² 1階：912 m ² 地下1階：3,135.14 m ² 地下2階：2,264.59 m ²
用途地域	第一種低層住居専用地域、一部第一種住居地域
周辺施設	井草森公園、私立保育園



図-1 配置図

3. 周辺の状況

- ・旧杉並中継所は、区北部の井草地域に位置し、約100m北側には練馬区との区境がある。
- ・東側を環状八号線が通り、北側を新青梅街道が通っている。
- ・新青梅街道を挟んだ北側に130世帯規模のマンションがあるほか、周辺は住宅地となっている。
- ・井草地域内には西武新宿線上井草駅、井荻駅、下井草駅の3駅があり、旧杉並中継所の最寄駅である井荻駅は、徒歩10分の距離に位置している。
- ・井草森公園及び井草森公園運動場が隣地に整備されているとともに、周辺には上井草スポーツセンターが整備されている。

4. 跡地活用の検討を踏まえた今後の取組について

令和7年度（2025年度）までの検討を踏まえて、跡地の活用方針を決定した。

【災害時の活用方針】

・防災拠点機能

首都直下地震の発生が危惧される中、区の災害対応力の一層の向上を図るため、「発災後3日間を乗り切れる体制の構築」等の視点に立ち、災害時には旧杉並中継所を区の防災拠点として活用

〈活用方法〉

① 地域内輸送拠点

東京都等からの救援物資の荷卸し荷捌きをする施設

② 災害拠点倉庫

災害備蓄品を常備し、発災後は震災救援所（避難所）等へ運搬する施設

③ 重機保管場所

緊急道路障害物除去路線のがれきの移動・除去作業を実施する重機の保管場所

④ 本庁代替施設

本庁舎が被災し、建物被害や電源喪失により、本庁舎が使用不能となった場合、災害対応に関する指揮・命令等の本部機能を設置

【平時の活用方針】

・災害時の防災拠点としての機能を発揮するためのスペース

災害時に防災拠点の機能を発揮するために必要な資機材等を保管する倉庫として活用（災害拠点倉庫、重機保管場所等）

・アーバンスポーツができる運動施設

運動エリアを設け、施設周辺の方をはじめとした区民等が、気軽にアーバンスポーツを楽しむこと（一般利用）ができ、アーバンスポーツをしない方も、貸切利用等で、屋内で運動ができる施設

【活用スペース】

1階・活用イメージ

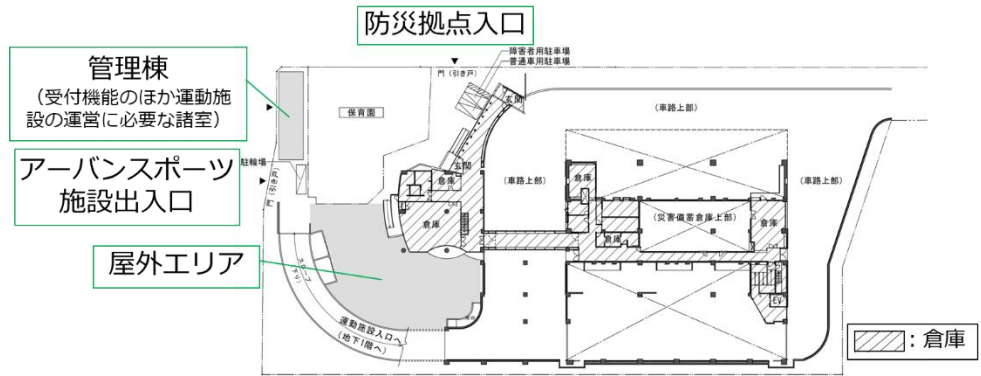


図-2 1階（平時）活用イメージ

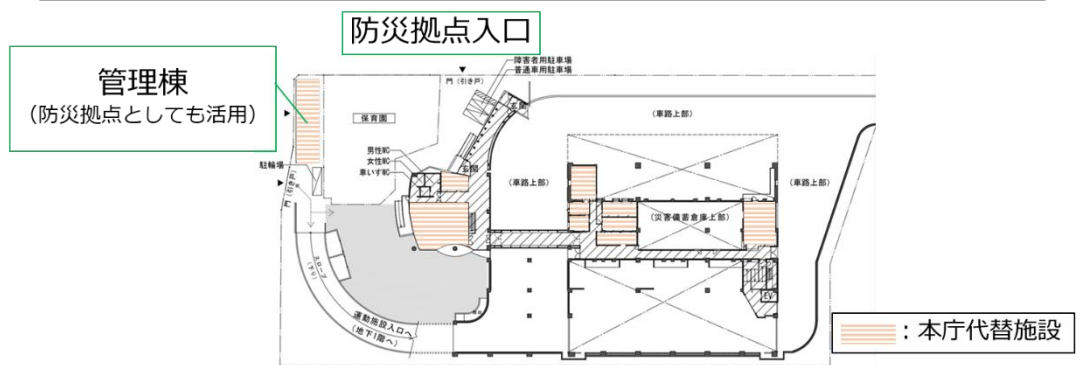


図-3 1階（災害時）活用イメージ

地下1階・活用イメージ

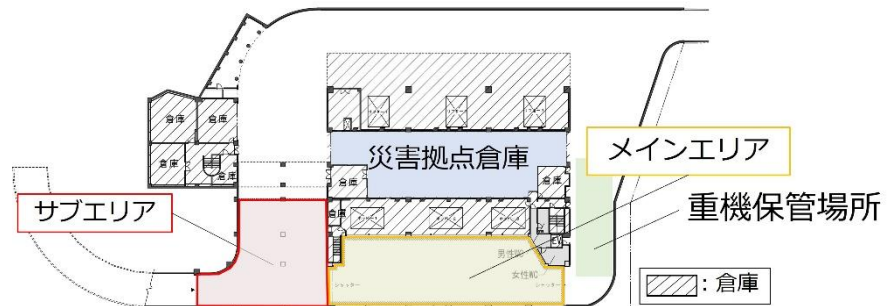


図-4 地下1階（平時）活用イメージ

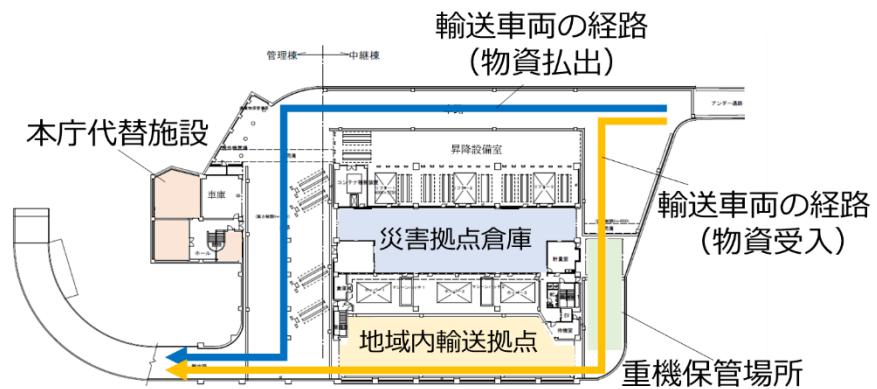


図-5 地下1階（災害時）活用イメージ

【平時活用における施設の出入口】

- ・ 平時活用のうち、(仮称) 井草アーバンスポーツ施設利用者の出入りは、入退場管理のため、施設西側の道路沿いの出入口（1か所）の利用を原則とする。
- ・ 防災拠点機能への出入りは、施設北側の出入口（2か所）を利用する。



図-6 平時活用における施設の出入口案内図

【整備・活用方法の具体化に当たっての留意事項】

- ・ 整備に掛かる費用については、今後も防災拠点として施設を使用するための整備（施設の維持に係る改修工事）に、一定程度要すると見込んでいる。
- ・ 通常のアーバンスポーツ施設の整備費用と比較すると、既存の屋内施設（地下）を改修して整備することや新たに管理棟を整備することから、一定程度費用が掛かる計画となることが見込まれる。その一方、都内公設では唯一の屋内アーバンスポーツ施設となることから、その魅力を充分アピールするとともに、施設の特徴を最大限有効活用し、利用可能な競技の種類を増やすなど、費用対効果を高められるよう検討する。これまで有効活用できていなかった施設を、区民が利用できる施設に整備するために必要な費用ではあるものの、引き続き設計段階でも精査していく。
- ・ 運営方法の具体化に当たっては、維持管理費用にも留意しながら検討する。

第三章. 施設整備のコンセプト

本施設は、災害時に防災拠点として活用するとともに、平時においては、防災拠点としての機能を阻害しない範囲で、アーバンスポーツができる施設（(仮称) 井草アーバンスポーツ施設）として活用することから、どちらの機能も両立する施設として整備を行う。

（仮称）井草アーバンスポーツ施設としては、災害時の防災拠点としての有効活用を前提とした上で、地域の子どもから大人までが体を動かすことの楽しさを身近に感じられる施設として整備する。本施設が、地域に愛され、地域に賑わいを生む施設を目指し事業の推進に取り組む。

また、当該施設の周辺にはサッカーやラグビー等ができる井草森公園運動場や、幼児向けの遊具やすくすく広場がある区内最大級の広さを誇る井草森公園が隣接していることから、こうした各施設の特徴的な機能と可能な限り調和させて運営することを目指す。なお、施設整備の費用対効果を高める観点から、アーバンスポーツ施設の整備に当たっては、災害時の防災拠点としての有効活用を前提に検討を行う。

【災害時の防災拠点としての機能を発揮するためのスペース】

運動施設として活用するスペース以外は、災害時に防災拠点の機能を発揮するために必要な資機材等を保管する倉庫として活用する。（災害拠点倉庫、重機保管場所等）地下2階は既存のままとする。

なお、メインエリア、サブエリア及び地上の管理棟については、災害時に、地域内輸送拠点や本庁代替施設として活用する際にも利用し、平時と災害時の有効利用により、整備に掛かる費用対効果を高める。

【アーバンスポーツができる運動施設】

運動エリアを設け、施設周辺の方をはじめとした区民等が、気軽にアーバンスポーツを楽しむこと（一般利用）ができ、貸切利用等で、屋内で運動ができる施設とする。

- ① メインエリア 500 m²（一般利用/貸切利用）
- ② サブエリア 500 m²（一般利用/貸切利用）

第四章. 整備内容

1. 井草森公園防災拠点に係る整備内容

旧杉並中継所は、災害時に区役所本庁舎が被災した場合、指揮命令等の本部機能を有する災害対策本部の移転先（「本庁代替施設」）の一つとして指定している。また、災害時に、国や他自治体からの救援物資を受け入れ、荷卸し・荷捌きを行い、震災救援所へ配送する「地域内輸送拠点」としても、重要な役割を担う。

しかし、経年劣化により、空調や給排水設備に不具合が生じており、災害時に活用するには、改修等を行う必要がある。

なお、「本庁代替施設」は、セシオン杉並を第一候補、旧杉並中継所を第二候補として位置付けている。

【整備内容】

「地域内輸送拠点」および「本庁代替施設」としての機能を確保するため、以下の整備を実施する。

- ・空調設備等の内装改修
- ・非常用発電機の設置
- ・照明のLED化
- ・換気設備の改修
- ・消火ポンプの交換

2. (仮称) 井草アーバンスポーツ施設に係る整備内容

オープンハウスやパブリックコメントでの意見を参考に、各エリアに設置が可能なアーバンスポーツを中心としたスポーツ設備を整備する。運営については、既存の体育施設と同様の時間設定で利用できる仕組みとする。

また、災害発生時には、「翌日には物資が到着する」ことを想定し、発生から速やかに設備の移動または撤去を行い、災害拠点へ移行できるよう整備する。

メインエリアとサブエリアの間には扉付きシャッターを設置し、平時はシャッターを閉め切り、扉から出入りする仕様とする。

【メインエリア】

○整備内容

中央付近を天井から吊るしたネットで分割し、西側をメインエリア（1）、東側をメインエリア（2）とし、1/2面でも使用可能とする。

東側シャッター（既存シャッター再利用または撤去新設）前とその北側のシャッター・腰壁を撤去し、新設する壁前にネットを吊るす。

ネットを吊るす部分については既存ダクトを除去する。

○実施競技（予定）

- ・スケートボード・インラインスケート・BMX
スケートボード及びインラインスケート・BMXが利用できるよう床面を改修し、災害時に移動可能なスケートボード用セクション（レール・ボックス等）を設置する。
- ・ダンス・ブレイクダンスなど
壁面に扉付き鏡を設置する。
- ・パブリックビューイング等
新設する壁をスクリーンに見立て、天井にプロジェクターとスピーカーを設置する。
- ・その他、団体要望のあったアーチェリー競技の実施についても検討する。
- ・実施するスポーツに必要な機材等の保管スペースを、災害時の防災拠点機能に影響の無い範囲で設置する。

【サブエリア】

○整備内容

サブエリアについては、既存建物の仕様を生かした整備を前提とする。

○実施競技（予定）

- ・パルクール
約 90 m²の広さに、災害時に影響のない範囲でパルクール用セクションを設置する。
- ・ボルダリング（フリークライミング）
南側の壁面付近に高さ 3～5メートル、幅 10メートル程度のボルダリングができる設備として壁及びボルダーを設置する。

【管理棟】

○整備内容

2階建ての建物を新設し、管理棟の役割のほか、運動施設としての更衣室、シャワー室を備える。管理棟の設備は災害時に「本庁代替施設」として運用した場合における従事者、ならびに「地域内輸送拠点」の従事者の休憩スペース等としても活用する。

（1階） ・事務室（14 m²程度）

スタッフの事務室及び施設の受付を整備する。

・救護スペース（3 m²程度）

事務室に併設した救護スペースを設ける。

・ラウンジ（15 m²程度）

テーブルや椅子を設置したラウンジを設ける。初回施設利用時のマナー講習動画の視聴や利用者の休憩スペースとして活用する。

- ・トイレ（17 m²程度）
男性用トイレ（小便器2、個室1）、女性用トイレ（個室3）
バリアフリースイール

- (2階)
- ・スタッフミーティングルーム（30 m²程度）
ミーティングスペースを設ける。
 - ・更衣室、シャワー室（32 m²程度）
更衣室、シャワー室（男性用、女性用各2）を設置する。

【屋外エリア】

○整備内容

- ・休憩スペースとして活用する。ベンチ、自動販売機を設置するとともに、暑さ対策、日陰等の対策を施す。

3. 平時の運営にあたって留意する点・懸念事項への対策

- ・安全を第一に考え、各競技が干渉しあわない使用時間の区分を設定する。
- ・スポーツに必要な機材は災害時に速やかに撤去できるものとする。
- ・利用登録の際にマナー講習を実施する。
- ・施設の利用者と地域にお住いの方の意見を丁寧に聴取する。
- ・利用者が来館・退館時に施設周辺や近隣で騒ぐことのないよう、施設のスタッフが常駐し、利用者への注意喚起等実施する。
- ・施設のスタッフの目が届かない場所に監視カメラを設置するなどの対応をする。
- ・施設開設後、注意喚起をしてもルール違反やマナーを守らない状況が引き続く場合には、利用登録の取り消しや施設の閉鎖を含めた対応を検討する。
- ・適宜周辺の見回りを行う。
- ・行政サービスを効果的・効率的に提供することを目的に隣接する公園等と一体的な運営などを検討する。

【工事期間中の災害対応について】

工事期間中に災害が発生した場合であっても、当施設は災害拠点としての機能を維持し、活用することを想定している。工事区画以外はもちろん、工事エリアについても、災害発生時には営繕課および工事業者と連携し、可能な限り災害拠点としての機能を確保する。

そのため、工事の施工計画を検討する際には、災害拠点としての活動に極力支障が生じないように十分に留意するものとする。

また、工事期間中であっても、可能な限り電気・水道などのライフラインを使用できる状態に保ち、災害対応に影響が出ないように適切に管理を行う。

第五章. 今後の主なスケジュール（予定）

令和 8 年度（2026 年度） 平時の活用方法の具体化に係る検討
改修・増築設計委託（～令和 9 年 6 月まで）

令和 9 年度（2027 年度） 第三回区議会定例会に工事案件を提出
改修・増築工事説明会
改修・増築工事開始

令和 11 年度（2029 年度） 改修・増築工事終了・引渡
防災拠点として本格運用開始
開設